

○厚生労働省令第八十一号

調理師法（昭和三十三年法律第四百七十七号）第五条の二第一項及び調理師法施行令（昭和三十三年政令第三百三三号）第十八条の規定に基づき、調理師法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年四月八日

厚生労働大臣 後藤 茂之

調理師法施行規則の一部を改正する省令

調理師法施行規則（昭和三十三年厚生省令第四十六号）の一部を次のように改正する。  
次の表のように改正する。

改正後

(届出)

第四条の二 (略)

2 法第五条の二第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 (略)
- 二 住所

三・四 (略)

3 (略)

(受託団体による技術審査試験の実施)

第二十六条 (略)

2・5 (略)

6 受託団体が技術審査試験を実施する場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は同表の下欄に掲げる字句に読み替えて適用するものとする。

(略)	(略)	(略)
第二十一条第二項、第二十三条第三項	厚生労働大臣に	受託団体の長を経由して厚生労働大臣に

改正前

(届出)

第四条の二 (略)

2 法第五条の二第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 (略)
- 二 本籍地都道府県名(日本の国籍を有しない者については、その国籍)及び住所

三・四 (略)

3 (略)

(受託団体による技術審査試験の実施)

第二十六条 (略)

2・5 (略)

6 受託団体が技術審査試験を実施する場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は同表の下欄に掲げる字句に読み替えて適用するものとする。

(略)	(略)	(略)
第二十一条第二項、第二十三条第二項	厚生労働大臣に	受託団体の長を経由して厚生労働大臣に

様式第一及び様式第二の二を次のように改める。



様式第一(第一条関係)

調理師免許申請書

- 免許取得資格について、該当するどちらかに年月を記入すること。  
(1) 調理師法第3条第1号(調理師養成施設卒業) \_\_\_\_\_年 月 卒業  
(2) 調理師法第3条第2号(調理師試験合格) \_\_\_\_\_年 月 合格
- 調理師免許取消し処分の有無。(有の場合、その理由及び年月日)  
有・無 \_\_\_\_\_
- 罰金以上の刑に処せられたことの有無。(有の場合、その罪、刑及び刑の確定年月日)  
有・無 \_\_\_\_\_
- 旧姓併記の希望の有無。  
有・無 \_\_\_\_\_

上記により、調理師免許を申請します。

令和 \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日

本籍地都道府県名 (国籍)	
------------------	--

電 話	( )
-----	-----

住 所	〒 _____ 都道 府県
-----	---------------------

(氏名は、戸籍上の文字で記入すること)

ふりがな	(氏)	(名)
氏 名		
	(旧姓)	
通 称 名		

性 別	男
	女

生年月日	昭和 平成 令和 西暦	_____年 _____月 _____日
------	----------------------	----------------------

都道府県知事 殿

- 備考 1 該当する不動文字を○で囲むこと。  
2 用紙の大きさは、A4とすること。

様式第二の二（第四条の二関係）

調理師業務従事者届

ふりがな					
氏名		性別	男・女	年齢	歳
住所	〒 都道府県				
電話番号					
調理師名簿登録	登録を受けた 都道府県名		登録番号	第 号	
	登録年月日	昭和 平成 令和	年	月	日
業務に従事する 場所	1. 寄宿舍 2. 学校 3. 病院 4. 事業所 5. 社会福祉施設 6. 介護老人保健施設 7. 矯正施設 8. 飲食店営業 9. 魚介類販売業 10. そうざい製造業 11. 複合型そうざい製造業 12. その他				
	所在地				
	電話番号				
	名称				
備考					

（備考） 該当する文字又は数字を○で囲むこと。

## 附 則

### (施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

### (経過措置)

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。